

旭川流域連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は「旭川流域連絡協議会」(以下、本会という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、河川行政施策や川を活用した地域づくりなどについて、平素から旭川流域内市町村、岡山県及び国土交通省が緊密に意見交換を行うとともに、旭川流域内の交流、連携ならびに旭川流域に関する情報の発信を行うことにより、よりよい川づくり・地域づくりを推進することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の会務を行う。

- 1) 河川行政施策に関する意見交換
 - 2) 川を活用した地域づくり、地域連携に関する意見交換
 - 3) 河川環境の整備と保全に関する意見交換
 - 4) 流域が一体となった情報発信の取組
 - 5) 河川愛護団体との川づくり等に関する意見交換
 - 6) 旭川流域に関するその他の活動
- 2 岡山河川事務所は、前項1)の意見交換の結果のうち、法律、基準等の国の施策に係るものについては、国の関係機関に対して伝達するものとする。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会員及び顧問とし、それぞれ別表1に示す者をもって構成する。

(役 員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|-----|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 監 事 | 1名 |
- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
 - 4 監事は、本会の会計の監査にあたる。
 - 5 会長・副会長及び監事は、本会員の互選によるものとする。なお、副会長は、会長の属さないブロックから1名ずつ選出する。
 - 6 会長・副会長及び監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会 議)

第6条 本会は、会長の召集により会議を開催する。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、その指名する者を代理として出席させることができる。

(幹事会)

第7条 本会には、会務を処理する機関として、幹事会を設置する。

2 幹事会は、次の3つのブロックに分けて活動するものとし、必要に応じて全体幹事会の活動を行う。

下流ブロック幹事会

中流ブロック幹事会

上流ブロック幹事会

3 幹事会の構成は、別表2のとおりとする。ただし、必要に応じて別の者を追加できる。

4 幹事会には、別表3に示す世話人4名を置く。

5 世話人は、幹事会の召集、運営に関する事務を行う。

(部 会)

第8条 本会には、次の部会を置く。なお、運営については別途定める規約に基づいて行う。

1) 「河川環境連絡部会」

旭川流域において河川環境に関する変化が生じた場合、情報の共有・提供を行う。

2) 「災害情報連絡部会」

ハザードマップ作成等の自治体への支援体制の強化及び情報の共有・提供を行う。

(経 費)

第9条 本会の経費は、本会員の所属する各機関からの負担金その他の収入をもってあてる。

2 各機関の負担金の額は、会議に諮って定めること。

3 負担金は河川管理者と流域内市町村で折半するものとする。尚、それぞれの負担割合は別表4に示す通りとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、国土交通省岡山河川事務所調査設計課及び岡山県土木部河川課に置く。

(会計及び会計年度)

第11条 本会の会計は、事務局において処理する。

2 事務局は、監事の承認を得た後、当該年度の決算を会議に報告し、その承認を受けなければならない。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(雑 則)

第12条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会議に諮って定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成11年3月23日から施行する。
- 2 この規約の改廃については、規約第6条の会議にはかかって決定する。
- 3 監事の任期が会長、副会長の任期と一致しない場合は、会長、副会長の任期にあわせて改選するものとする。
- 4 改正 平成11年10月27日(第5条改正、第8条追加、第10条追加、附則改正)
- 5 改正 平成13年7月3日(第2条改正、第9条改正、別表1会員構成改正)
- 6 改正 平成14年11月12日(別表2幹事会構成改正)
- 7 改正 平成15年6月9日(第3条改正、第9条改正、別表1会員構成改正、別表2幹事会構成改正、別表3幹事会世話人改正)
- 8 改正 平成15年10月1日(第5条改正)
- 9 改正 平成16年5月31日(第8条追加、別表2幹事会構成改正、別表3幹事会世話人改正)
- 10 改正 平成17年3月17日(第7条改正、第8条改正、別表1会員構成改正、別表2幹事会構成改正、別表3幹事会世話人改正)
- 11 改正 平成18年5月29日(別表2幹事会構成改正、別表3幹事会世話人改正)
- 12 改正 平成18年11月10日(別表2幹事会構成改正)
- 13 改正 平成19年3月9日(第7条改正、別表1会員構成改正、別表2幹事会構成改正)
- 14 改正 平成19年10月15日(第9条改正、別表2幹事会構成改正、別表4負担金割合追加)

旭川流域連絡協議会 会員構成

< 本会員 >

岡山県土木部河川課長
備前県民局建設部長
美作県民局建設部長
岡山市長
赤磐市長
吉備中央町長
美咲町長
久米南町長
真庭市長
新庄村長
鏡野町長
国土交通省岡山河川事務所長

< 顧 問 >

岡山県土木部長
備前県民局長
美作県民局長

旭川流域連絡協議会 幹事会構成

< 下流ブロック幹事会 >

備前県民局 建設部 参事、管理・許認可担当課長
 東備支局 地域建設室 建設企画課長、管理・許認可担当課長
 岡山市 本庁 河川港湾課長
 御津支所 産業建設課長
 瀬戸支所 産業建設課長
 建部支所 産業建設課長
 赤磐市 本庁 建設課長
 国土交通省岡山河川事務所 工務課長、管理第一課長、占用調整課長

< 中流ブロック幹事会 >

備前県民局 建設部 参事、管理・許認可担当課長
 東備支局 地域建設室 建設企画課長、管理・許認可担当課長
 美作県民局 建設企画課長、管理・許認可担当課長
 吉備中央町 農林建設課長
 美咲町 本庁 建設課長
 旭総合支所 産業建設課長
 久米南町 建設課長

< 上流ブロック幹事会 >

美作県民局 建設企画課長、管理・許認可担当課長
 真庭支局 地域建設室 建設企画課長、管理・許認可担当課長
 真庭市 本庁 建設部 維持管理課長
 蒜山振興局(八束支局) 産業建設課長
 鏡野町 本庁 建設課長
 富振興センター 産業建設課長
 新庄村 産業建設課長

岡山県土木部河川課 副参事(3ブロック幹事会に属す)

国土交通省岡山河川事務所 副所長、調査設計課長

(3ブロック幹事会に属す)

旭川流域連絡協議会 幹事会世話人

岡山県土木部河川課 副参事 (全体幹事会担当)

備前県民局 建設部 建設部 参事

美作県民局 建設部 建設企画課長

国土交通省岡山河川事務所 調査設計課長 (全体幹事会担当)

旭川流域連絡協議会 経費負担割合

河川管理者

河川管理者負担額は、以下の割合で比例配分する。

国土交通省岡山河川事務所	2
岡山県	1

流域内市町村

流域内負担額は、以下の割合で比例配分する。

岡山市	6
市（岡山市を除く）	3
町	1
村	1